

保険医協会会員のための生命保険 高度障害状態にも対応

# グループ生命保険のご案内

2023

こども特約付年金払特約付 団体定期保険

## 新規加入・増額のおすすめ

- 本人 **最高保障額 6,000万円**
- 配偶者 **最高保障額 3,000万円**
- こども **保障額 400万円**

## 7つの特長

1. 保険期間は1年間です。(以後自動更新)
2. 医師による診査はなく、告知だけでお申込みできます。
3. 配偶者もお子さまもあわせて加入できます。
4. 75歳まで継続加入できます。
5. 税法上の特典があります。
6. 加入しやすい保険料で万一に備える保障が得られます。
7. 剰余金が生じた場合には配当金としてお支払いします。



2021年4月～2022年3月  
保険金支払い実績

お支払い総件数 **4件**  
お支払い保険金総額 **15,000万円**

5年平均配当還元率  
**約27.64%**

※配当還元率とは年間保険料に対する配当金の戻り率のことです。  
※過去5年間の配当還元率…2021年:0%、2020年:43.56%  
2019年:27.92%、2018年:29.12%、2017年:37.60%  
(※率は小数点第3位を切り捨てています)

保険期間：**2023年4月1日～2024年3月31日**

●更新日(2023年4月1日)に加入の方  
申込締切日:2023年2月15日(水)\*  
加入(更新)日:2023年4月1日  
※申込書類等協会必着

●中途加入(毎月20日締切)の方  
申込締切日:毎月20日(11月20日まで)  
効力発生日:申込月の翌々月1日

内容は…  
中面を  
**Check!**

### 【ご意向確認のお願い】

この保険は、死亡または所定の高度障害状態になった場合の保障を主な目的とする保険期間1年(更新により一定年齢まで継続可能)の生命保険です。お申込みの際には、「特に重要なお知らせ(ご契約の概要)」、「特に重要なお知らせ(注意喚起情報)」ならびに「加入勧奨用資料(パンフレット)」をご覧いただき、保障内容・保険金額・保険料(掛金)等がお申込みいただく皆さま全員のご意向に沿った内容となっているか、必ずご確認のうえお申込みください。また、これらの書類は、お申込みいただきました後も、大切に保管してください。

鹿児島県保険医協会





# 万一の時のために **グループ**

## ご家族ぐるみの保障

本人 **最高保障額 6,000** 万円  
 配偶者 **最高保障額 3,000** 万円  
 こども **一律保障額 400** 万円

※年齢により最高保障額が異なります。

### 《制度の特長》

1. 保険期間は1年間です。(以後自動更新)
2. 医師による診査はなく、告知だけでお申込みできます。
3. 配偶者もお子さまもあわせて加入できます。
4. 75歳まで継続加入できます。(新規加入は70歳まで)
5. 税法上の特典があります。(3ページをご参照ください。)
6. 加入しやすい保険料で万一に備える保障が得られます。
7. 剰余金が生じた場合には配当金としてお支払いします。

## 保障内容 (会員ご本人)

# 1,000万円～6,000万円

### いざという時は

#### 死亡保険金

保険期間中に業務上・業務外を問わず死亡した場合、死亡保険金受取人(被保険者の定めた方)にお支払いします。  
 ※死亡保険金受取人の変更は、死亡保険金の支払事由発生前であればお申出により変更することができます。  
 ※この保険では、遺言により死亡保険金受取人を変更することはできません。

### 高度障害状態 となった時は

#### 高度障害保険金

加入日以降の傷害または疾病によって、保険期間中に所定の高度障害状態のいずれかに該当した場合、被保険者にお支払いします。  
 (所定の高度障害状態とは)  
 ① 両眼の視力を全く永久に失ったもの  
 ② 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの  
 ③ 中枢神経系または精神に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの  
 ④ 胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの  
 ⑤ 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの  
 ⑥ 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの  
 ⑦ 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの  
 ⑧ 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの

## 保障額と月額保

### 加入区分

死亡・高度障害保険金  
(加入ランク)

年齢	性別
15歳～35歳 (昭和62年10月2日～平成20年10月1日)	
36歳～40歳 (昭和57年10月2日～昭和62年10月1日)	
41歳～45歳 (昭和52年10月2日～昭和57年10月1日)	
46歳～50歳 (昭和47年10月2日～昭和52年10月1日)	
51歳～55歳 (昭和42年10月2日～昭和47年10月1日)	
56歳～60歳 (昭和37年10月2日～昭和42年10月1日)	
61歳～65歳 (昭和32年10月2日～昭和37年10月1日)	
66歳～70歳 (昭和27年10月2日～昭和32年10月1日)	
71歳 (昭和26年10月2日～昭和27年10月1日)	
72歳 (昭和25年10月2日～昭和26年10月1日)	
73歳 (昭和24年10月2日～昭和25年10月1日)	
74歳 (昭和23年10月2日～昭和24年10月1日)	
75歳 (昭和22年10月2日～昭和23年10月1日)	

新規・更新保険料

継続保険料



# 生命保険

こども特約付年金払特約付団体定期保険

## 保険料

(単位：円)

配偶者		本人および配偶者						本人					
500万円		1,000万円		2,000万円		3,000万円		4,000万円		5,000万円		6,000万円	
男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
475	305	950	610	1,900	1,220	2,850	1,830	3,800	2,440	4,750	3,050	5,700	3,660
605	510	1,210	1,020	2,420	2,040	3,630	3,060	4,840	4,080	6,050	5,100	7,260	6,120
820	625	1,640	1,250	3,280	2,500	4,920	3,750	6,560	5,000	8,200	6,250	9,840	7,500
1,175	885	2,350	1,770	4,700	3,540	7,050	5,310	9,400	7,080	11,750	8,850	14,100	10,620
1,710	1,195	3,420	2,390	6,840	4,780	10,260	7,170	13,680	9,560	17,100	11,950	20,520	14,340
2,470	1,515	4,940	3,030	9,880	6,060	14,820	9,090	19,760	12,120	24,700	15,150	29,640	18,180
3,780	2,010	7,560	4,020	15,120	8,040	22,680	12,060	30,240	16,080	37,800	20,100	45,360	24,120
5,605	2,710	11,210	5,420	22,420	10,840	33,630	16,260						
7,335	3,595	14,670	7,190										
8,115	4,005	16,230	8,010										
9,020	4,485	18,040	8,970										
10,070	5,015	20,140	10,030										
11,310	5,590	22,620	11,180										

こども  
400万円  
3歳～22歳  
(平成12年10月2日～令和2年10月1日)  
280円

※上記保険料は概算であり、申込締切後3ヵ月以内に正規保険料を算出し、初回にさかのぼって精算します。ただし、こども特約の保険料は確定保険料です。

※被保険者の契約日または更新日における契約年齢は満年齢で計算します。ただし、1年未満の端数については、6ヵ月以下のものについては切り捨てますが、6ヵ月を超えるものについては切り上げます。

※年齢の計算基準日は、2023年4月1日です。

※満65歳6ヵ月を超えた方の加入は、3,000万円までとなります。

※継続加入の場合は、満70歳6ヵ月を超え満75歳6ヵ月までで、この場合は1,000万円までとなります。

※契約年齢によって、毎年保険料が決定されます。例えば、今年度の契約年齢40歳の方が次年度の更新時期になりますと、1ランク上(41歳～45歳)の保険料となります。

※保険金額の変更(増額、減額)は1月4日～2月15日までの間しかできません。





# お取扱いについて

## 加入資格

- 鹿児島県保険医協会の会員およびその配偶者で、満14歳6か月超満70歳6か月までの方。ご本人が扶養している子ども(健康保険法に定める被扶養者のうち子に関する規定を準用する)で満2歳6か月超満22歳6か月までの方。
  - 配偶者、子どもだけの加入はできません。必ず本人(会員)とセットでご加入ください。
  - 子どもを加入させる場合は、加入資格のある子ども全員に加入していただきます。
  - 配偶者、子どもの保険金額は本人(会員)の保険金額を超えることはできません。
  - 本人が死亡(高度障害状態)または脱退した場合は、配偶者、子どもも同時脱退となります。
  - 健康状態によっては、新規加入・増額ができないことがあります。
- ※会員でない方は、協会入会手続後に加入申込を行ってください。
- ※会員が協会を脱会した場合、加入資格を失うため、脱会と同時に本制度からの脱退手続が必要です。
- ※上記年齢の計算基準日は2023年4月1日となります。



## 保険期間

### 2023年4月1日～2024年3月31日

- ★ 以後は毎年4月1日～翌年3月31日の保険期間1年での自動更新となります。
- ★ 中途加入者については効力発生日から2024年3月31日までで、以後は保険期間1年での自動更新となります。

## 効力発生日

- ★ 2023年2月15日までに申し込まれた方は、2023年4月1日より効力が発生します。
- ★ 中途加入(毎月20日締切)の場合、申込月の翌々月1日となり、21日から月末の場合、原則として、翌々々月1日となります。

## 保険料のお払込み

- 保険料は会員負担で月払です。毎月、ご指定の預金口座から自動振替のうえ、鹿児島県保険医協会にて取りまとめ、生命保険会社に払い込みます。
- 初回振替日は、効力発生日の前月21日(休業日の場合は翌営業日)で、以後は毎月21日に振り替えます。当月21日に振替えができなかった場合は、すみやかに指定口座にお振込みをお願いいたします。
- 預金口座の残高が振替額に満たないため2ヵ月連続して振替えできず、その後、指定口座にお振込みがなかった場合、最初に振替えできなかった月の末日付けで脱退となりますので、ご注意ください。
- 第1回目の保険料振替ができなかった場合は効力を発生しませんので、再度加入手続をお願いします。

## 配当金

- 1年ごとに収支決算を行い、剰余金が生じたときには配当金としてお支払いする仕組みとなっています。
- 配当金は各取扱生命保険会社の支払時期の前年度決算および引受金額などにより決定しますので、将来お支払いする配当金額は確定していません。対象となるのは、毎年3月31日時点において加入されている方となります。

## 税務上のお取扱い

- 保険料から配当金(配当金がある場合)を差し引いた金額が一般生命保険料控除(新制度)の対象となり、所得税・住民税が軽減されます。(所得税法第76条、地方税法第34条・第314条の2)
  - 本人(主たる被保険者)の死亡保険金は、死亡保険金受取人が本人(主たる被保険者)の法定相続人の場合、他の生命保険と合算した金額について相続税法上一定の金額が非課税となることがあります。(相続税法第12条第1項第5号)
  - 配偶者・子どもの死亡保険金は、死亡保険金受取人が本人(主たる被保険者)の場合、一時所得として所得税の課税対象となり、死亡保険金受取人が本人(主たる被保険者)以外の場合、贈与税の課税対象となります。(所得税法第34条、相続税法第5条)
  - 被保険者が受け取る高度障害保険金は、全額非課税となります。(所得税法施行令第30条、所得税基本通達9-21)
- ※個別のお取扱いについては、所轄の税務署などにご確認ください。
- ※上記のお取扱いは、2022年12月1日現在の税制によるもので、今後変更になる可能性があります。

## 中途脱退

- 途中で脱退される場合の保障は脱退月末日で終了します。また、配当金を受け取る権利も消滅します。
- 本人が死亡(高度障害状態)または脱退した場合は、配偶者、子どもも同時脱退となります。

## 申込方法

- 所定の加入申込書兼告知書と預金口座振替依頼書に必要事項を記入し、押印のうえ、引受生命保険会社または鹿児島県保険医協会に提出してください。加入申込書兼告知書は表紙以外の2枚とも提出してください。
- 新規加入または増額のお申込みをされる方は、加入申込書兼告知書の「被保険者の告知事項」をご覧のうえ、記載された事項すべてに該当しない場合は「健康状態の告知」欄の「いいえ」をマルで囲んでください。
- 記載された事項のいずれかに該当する場合は「健康状態の告知」欄の「はい」をマルで囲み、別途「被保険者告知書」に告知内容を記入のうえ、加入申込書兼告知書とともに提出してください。

## 保険金・給付金をお支払いできない場合

- 「特に重要なお知らせ」(5・6ページ)をご確認ください。





# ご加入にあたって〈特に重要なお知らせ〉

## 正しい告知をしていただくために

以下の事項は、新規加入および保険金・給付金(以下、「保険金等」といいます。)を増額される際の告知についての重要事項ですので、告知される前に必ずご確認ください。新規加入・保険金等の増額をお申込みの際は、指定された書面(加入申込書兼告知書や被保険者告知書)にご記入いただきご提出ください。

### 弊社が書面でおたずねすることがらについて、ありのままをご記入ください(告知義務)

以下の各項目を確認されましたら、□印に✓印をつけてください。

#### □告知の重要性について

現在および過去の健康状態などについて、ありのままをお知らせいただくことを告知といい、加入申込者ご本人には告知をしていただく義務があります。生命保険は、多数の人々が保険料を出し合って、相互に保障しあう制度です。したがって、初めから健康状態の悪い人などが無条件に加入された場合、保険料負担の公平性が保たれません。お申込みにあたっては、過去の傷病歴、現在の健康状態、身体の障がい状態などについて「加入申込書兼告知書」や「被保険者告知書」で弊社がおたずねすることについて、事実をありのままに正確にもれなくお知らせ(告知)ください。また、告知に関する各重要事項につきましては、同時に加入(増額)される配偶者さまやお子さまがいる場合には、全員に内容を周知していただきますようお願いいたします。

#### □告知受領権について

生命保険会社の職員・募集代理店・団体の事務担当者には告知を受領する権限がなく、口頭でお伝えいただいても告知していただいたことにはなりません。告知をされる場合は、指定された書面にご記入いただきご提出ください。なお、生命保険会社の職員・募集代理店・団体の事務担当者が、お客さまの告知に際し、事実を告知することを妨げたり、あるいは事実と違うことを告知するよう勧めることはありません。

#### □傷病歴がある方の引受けについて

弊社では、ご契約者間の公平性を保つため、加入申込者のお身体の状態すなわち保険金等のお支払いが発生するリスクに応じた引受対応を行っております。お申込みをお断りすることもございますが、傷病歴などがある方を全てお断りするものではありませんので、ありのままを正確に告知してください。

#### □正しく告知されない場合について

告知していただくことがらは、「加入申込書兼告知書」や「被保険者告知書」に記載しております。もし、これらについて、故意または重大な過失によって、事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合「告知義務違反」としてご契約が解除されることがあり、保険金等が支払われない場合があります。

※なお、上記の場合以外にも、ご加入時(増額時)の状況などにより、保険金等が支払われない場合があります。例えば、「現在の医療水準では治癒が困難または死亡危険の極めて高い疾患の既往症・現症等について故意に告知をされなかった場合」など、告知義務違反の内容が特に重大な場合、詐欺による取消しを理由として、保険金等をお支払いできないことがあります(告知義務違反による解除の対象外となる1年経過後にも取消しとなる場合があります)。また、取消しとなった場合には、既に払い込まれた保険料は返金されません。

#### 【加入申込書兼告知書のご記入にあたって】

新規加入または増額する場合は、パンフレット記載の加入資格を満たしていること、「加入申込書兼告知書」に記載の告知事項をご確認のうえ、告知してください。

告知していただいた事項が事実と相違していた場合、保険金等が支払われない場合もありますので、ありのままを正確に告知してください。

## 特に重要なお知らせ(ご契約の概要)

この「特に重要なお知らせ(ご契約の概要)」は、この制度の内容などに関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しております。ご加入の前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みいただきますようお願いいたします。また、お申込みの際には、必ず具体的な制度内容が表示されている本「加入勧奨用資料(パンフレット)」および5・6ページの「特に重要なお知らせ(注意喚起情報)」をあわせてご参照ください。

### 【ご意向確認のお願い】

この保険は、死亡または所定の高度障害状態になった場合の保障を主な目的とする保険期間1年(更新により一定年齢まで継続可能)の生命保険です。お申込みの際には、「特に重要なお知らせ(ご契約の概要)」、「特に重要なお知らせ(注意喚起情報)」および「加入勧奨用資料(パンフレット)」をご覧いただき、保障内容・保険金額・保険料(掛金)等がお申込みいただく皆さま全員の意向に沿った内容となっているか、必ずご確認のうえお申込みください。また、これらの書類は、お申込みいただきました後も、大切に保管してください。

## 1 商品名称 団体定期保険

## 2 この商品の特徴について

企業・団体の従業員・所属員等の方について、万一のときの保障を確保するために、団体を保険契約者として運営する団体保険商品です。保険期間は1年ですが、加入資格を満たすかぎり、更新により更新限度(一定の年齢など)まで継続してご加入いただくことが可能です。



付加される特約の種類は「加入勸奨用資料(パンフレット)」の該当箇所をご確認ください。



※その他お引受けの条件について

- 加入資格や保険金額・給付金額、付加された特約の内容は団体ごとの制度内容により異なります。詳しくは本「加入勸奨用資料(パンフレット)」の該当箇所をご確認ください。
- 加入可能年齢や更新可能年齢などについては、本「加入勸奨用資料(パンフレット)」記載の加入できる範囲をご確認ください。

### 3 保険期間について

- 保険期間は1年間です。
- 保険期間満了時において特段のお申出がない場合には、保険契約の更新日を基準として1年ごとに更新され、更新限度(一定の年齢など)まで更新が可能です。

### 4 保険金が支払われる場合について

#### 【主契約部分】

保険金をお支払いする主な事由は次のとおりです。

- 保険期間中に、死亡された場合 ●加入日(責任開始日)以後の傷害または疾病によって、保険期間中に、所定の高度障害状態になった場合
- ※高度障害保険金が支払われた場合には、死亡保険金は重複してお支払いしません。また、死亡保険金が支払われた場合には、その後、高度障害保険金の請求を受けてもお支払いしません。

※支払事由に該当し保険金が支払われた後、保障は消滅し、この場合特約も消滅します。

※付加されている各種特約における「保険金・給付金が支払われる場合」については、本「加入勸奨用資料(パンフレット)」の該当箇所をご確認ください。

### 5 保険料について

保険料は毎年の更新時に加入状況、加入者の年齢などにもとづき、保険契約ごとに算出し変更します。また、支払方法なども保険契約ごとに異なります。詳しくは本「加入勸奨用資料(パンフレット)」の該当箇所をご確認ください。

### 6 配当金について

この保険契約は1年ごとに収支決算を行い、剰余金が生じた場合は剰余金に配当率を乗じて得た金額を、配当金として保険契約者にお支払いする仕組みになっています。

### 7 制度運営および引受保険会社について

この保険契約は、保険契約者である団体が富国生命保険相互会社と締結した団体定期保険契約にもとづいて運営します。共同取扱契約の場合には、引受保険会社は各ご加入者の加入保険金額のうち、それぞれの引受割合による保険契約上の責任を連帯することなく負います。なお、引受保険会社および引受割合は変更することがあります。引受保険会社および引受割合は本「加入勸奨用資料(パンフレット)」の該当箇所をご確認ください。

<事務幹事会社> 富国生命保険相互会社 本社 〒100-0011 東京都千代田区内幸町2-2-2

## 特に重要なお知らせ(注意喚起情報)

この「特に重要なお知らせ(注意喚起情報)」は、ご加入(注1)のお申込みに際して特にご注意ください事項を記載しております。ご加入の前に本「加入勸奨用資料(パンフレット)」および4・5ページの「特に重要なお知らせ(ご契約の概要)」とともに必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みいただきますようお願いいたします。

(注1)保障額を増額する場合、増額部分については「ご加入」を「増額」、「加入日」を「増額日」と読みかえます。

### 【ご加入にあたっての重要事項】

#### 1 ご加入のお申込みの撤回(クーリング・オフ制度)

団体定期保険は、団体を保険契約者とする保険契約であり、被保険者となられる方のご加入のお申込みの撤回(クーリング・オフ)の適用がありません。

#### 2 告知に関する重要事項

- 健康状態などについて被保険者となられる方ご本人が事実をありのままに正確にもれなく告知してください(告知義務)。傷病歴があった場合でも全てのご加入(注1)のお申込みをお断りするものではありません。
- 引受保険会社の職員・募集代理店・団体の事務担当者にお話しいただいても告知したことになりません。必ず指定された書面(加入申込書兼告知書や被保険者告知書)をご提出ください。
- 告知義務に違反された場合、ご加入(注1)を解除させていただきます。保険金・給付金(以下、「保険金等」といいます。)をお支払いできないことがあります。
- 後日、保険金等のご請求時に、告知内容等を確認させていただくことがあります。
- 告知に関しては「正しい告知をしていただくために」で必ず詳細をご確認ください。

#### 3 ご加入の責任開始日について

- ご提出いただいた「加入申込書兼告知書」にもとづき引受保険会社が加入(注1)を承諾した場合、引受保険会社は所定の「加入日(注1)」



からご契約上の責任を負います。具体的な「加入日(注1)」については本「加入勧奨用資料(パンフレット)」の該当箇所をご確認ください。

- 生命保険会社職員・募集代理店等には保険契約への加入(注1)を決定し、責任を開始させるような代理権がありません。したがって、保険契約は、お客さまからのご加入(注1)のお申込みに対して弊社が承諾したときに有効に成立します。

## 4 保険金(主契約)をお支払いできない場合

保険金をお支払いできない主な事由は次のとおりです。

※増額された場合は、増額部分についても適用されます。

- (1) 被保険者が自殺した場合。ただし、その被保険者がその加入日(責任開始日)から起算して1年を超えて継続して被保険者であった場合には、死亡保険金をお支払いします
- (2) 被保険者の故意により高度障害状態になった場合
- (3) 保険契約者または死亡保険金受取人が故意に被保険者を死亡させた場合、保険契約者または高度障害保険金受取人が故意に被保険者を高度障害状態にさせた場合
- (4) 被保険者が戦争その他の変乱により死亡した場合(または高度障害状態になった場合)
- (5) 加入日(責任開始日)前に発生した傷害または疾病を原因として高度障害状態になった場合  
(注) その傷害や疾病などについて正しく告知した場合においてもお支払いの対象外となります
- (6) 加入申込の告知の際に、保険契約者または被保険者が故意または重大な過失により事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げた場合
- (7) 加入申込の際に、保険契約者または被保険者に詐欺の行為があった場合
- (8) 加入申込の際に、保険契約者または被保険者に保険金等の不法取得目的があった場合
- (9) 保険契約者、被保険者または保険金受取人が保険金等を詐取する目的で事故招致をしたときや暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたときなど、重大事由に該当した場合
- (10) 保険契約者から保険料の払込みがなく、この保険契約が効力を失った場合

なお、(7)または(8)に該当した場合、保険契約または保険契約のその被保険者に対する部分は無効または取消しとなりますが、既に払い込まれた保険料は返金されません。

## 5 脱退による返戻金について この保険契約には被保険者が脱退された場合の返戻金はありません。

## 6 業務または財産の状況の変化による保険金額などの削減と「生命保険契約者保護機構」について

- 保険会社の業務または財産の状況の変化により、ご加入にあたってお約束した保険金額、年金額、給付金額などが削減されることがあります。
- この制度の引受保険会社は、生命保険会社保護機構に加入しております。生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも、ご契約時の保険金額、年金額、給付金額などが削減されることがあります。詳細については、生命保険契約者保護機構までお問合わせください。  
(お問合わせ先)[生命保険契約者保護機構]TEL03-3286-2820 受付時間9:00~12:00、13:00~17:00(土日・祝日・年末年始を除く)ホームページアドレス <https://www.seihohogo.jp/>

## 7 生命保険協会における「生命保険相談所」について

この商品に係る指定紛争解決機関は(一社)生命保険協会です。

(一社)生命保険協会の「生命保険相談所」では電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしています。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。

(ホームページアドレス <https://www.seiho.or.jp/>)

なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1ヵ月を経過しても、保険契約者などと生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、保険契約者などの正当な利益の保護を図っております。

## 8 ご相談などの窓口について

- この保険契約に関する諸手続きやご契約に関する苦情・ご相談および当紙面に関するご照会などについて団体窓口にご照会ください。なお、専用のご照会先を設けている場合には、「加入勧奨用資料(パンフレット)」に記載しております。
- 当紙面に関するご照会(受付時間 平日9:00~17:00 12/30~1/3を除く)  
「団体定期保険の「特に重要なお知らせ」について」とお申し付けください。  
富国生命保険相互会社 本社 お客さまセンター TEL0120-259-817

## 9 保険金等のお支払いに関する手続きなどの留意事項について

- 保険金等のご請求は、団体経由で承ります。お客さまからのご請求に応じて、保険金等をお支払いする必要がありますので、保険金等の支払事由が生じた場合だけでなく、お支払いの可能性があらわれる場合や、ご不明な点が生じた場合などについても、すみやかに団体窓口にご連絡ください。
- 支払事由が発生する事象、保険金等をお支払いする場合またはお支払いできない場合については、本「加入推奨用資料(パンフレット)」などにも記載しておりますので、あわせてご確認ください。
- 保険金等の支払事由が生じた場合、団体ごとの制度内容によっては、他の保険金等の支払事由に該当することがありますので、ご不明な点がある場合などには、すみやかに団体窓口にご連絡ください。

## 10 制度内容の変更について

- 団体の福利厚生制度の変更などにより、制度内容が変更される場合があります。また、これにともない、保険料率や特約、給付内容、加入資格などが変更される場合があります。



## 年金のお取扱い

- 【年金払の対象となる保険金等】 主契約死亡保険金・高度障害保険金の全部または一部を、受取人の申出により年金として受け取ることができます。
- 【年金の種類・型】 定額型で、①5年確定年金、②10年確定年金、のいずれかを選択していただきます。
- 【年金受取人】 保険金の受取人となります。(年金支払開始後の年金受取人の変更はできません。)また、年金支払期間中に年金受取人が死亡されたときは、残余支払期間の未払年金現価を年金受取人の相続人の方にお支払いします。
- 【年金支払開始日】 年金基金設定時にその日から5年以内とし、年金受取人が指定した月の25日(当日が休業の場合は翌営業日)に限り、その日から毎年年金をお支払いします。
- 【支払方法】 年金は年4回の支払いとし、以後は毎年の応当日にご指定の口座へ送金します。なお、年金額が24万円未満となる場合は、お取扱いできません。また、年金支払期間中はご希望により残余支払期間の未払年金現価を一時金で受け取ることができます。
- 【変更の取扱い】 年金給付に関する変更は、年金支払開始日前にのみ取扱います。

## 取扱金融機関

鹿児島銀行、南日本銀行、鹿児島信用金庫、鹿児島相互信用金庫、奄美大島信用金庫

## お申込み・お問い合わせ

鹿児島県保険医協会

〒890-0056 鹿児島市下荒田3丁目44-18 のせビル3階

TEL(099)254-8662 FAX(099)254-8667 ホームページ <https://www.kahokyou.com>

## 申込締切日(2023年4月1日加入分)

2023年2月15日(水) 申込書類等協会必着

## 鹿児島県保険医協会と生命保険会社からのお知らせ

当該保険の運営にあたっては、鹿児島県保険医協会「以下(協会)とする」は加入対象者(被保険者)の個人情報(氏名、性別、生年月日、健康状態など)を取り扱い、協会が保険契約を締結する生命保険会社(共同取扱会社を含みます。以下同じ。)へ提供いたします。協会は、当該保険の運営において入手する個人情報を、本保険の事務手続のため使用いたします。生命保険会社は受領した個人情報を各種保険契約の引受け・継続・維持管理、保険金・給付金等の支払い、関連会社・提携会社を含む各種商品・サービスの案内・提供、契約の維持管理、業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実、その他保険に関連・付随する業務のために利用(注)し、また、協会、他の生命保険会社および再保険会社に上記目的の範囲内で提供します。なお、今後、個人情報に変更などが発生した際にも、引き続き協会および生命保険会社においてそれぞれ上記に準じ個人情報が取り扱われます。また、記載の引受保険会社は、今後変更する場合がありますが、その場合、個人情報は変更後の引受保険会社に提供されます。また、指定された死亡保険金受取人(以下、受取人)の個人情報については、上記の加入対象者(被保険者)の個人情報と同様に取り扱われますので、お申込みにあたっては、受取人にその旨をご説明いただき、個人情報の取扱いについての同意を取得してください。

(注)保健医療などの機微(センシティブ)情報については、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的に利用目的が制限されています。

## 業務または財産の状況の変化による保険金額などの削減について

「特に重要なお知らせ」(6ページ)をご確認ください。

### <生命保険募集人について>

生命保険会社職員・募集代理店(生命保険募集人)などには保険への加入を決定し、責任を開始させるような代理権がありません。

引受保険会社にご加入を承諾した場合、引受保険会社は所定の加入日から契約上の責任を負います。

※所定の加入日は、当パンフレットに記載された「加入(更新)日」および「効力発生日」です。

### <制度運営>

この制度は、鹿児島県保険医協会が以下の引受保険会社と締結したこども特約付年金払特約付団体定期保険契約にもとづき運営します。

### <引受保険会社>

以下の引受保険会社は各ご加入者の加入保険金額のうち、それぞれの引受割合(2022年12月1日現在)による保険契約上の責任を負います。また、引受保険会社および引受割合は変更することがあります。

富国生命保険相互会社	引受割合(66.5%)	【事務幹事会社】	鹿児島支社	TEL(099)226-8555
大樹生命保険株式会社	引受割合(24.7%)		南九州支社	TEL(099)226-6311
住友生命保険相互会社	引受割合(8.8%)		鹿児島支社	TEL(099)226-7268

※2019年4月1日より三井生命保険株式会社は大樹生命保険株式会社に社名を変更しました。